

新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先として、本年度の地域包括支援センター運営業務の取り扱いについて、令和2年2月25日付けで各センターに通知した主な内容は以下のとおり。

1. 地域包括支援センター運営業務に関する基本的な考え方

各ささえりあが主催する複数の関係者を集めた各種行事等については、「現時点で実施することが必要かどうか」や、「開催・実施しないことにより失われる効果や影響の大きさ」を個別に検討するとともに、開催しない場合においても郵送や電話、メール等の代替手段によって、失われる効果や影響が低減する方法についても検討の上、必要な対応を実施する。

なお、代替手段による実施は、当該業務を実施したこととみなし、本年度の業務の実施状況の評価を行う際においても、本取り扱いを考慮したうえで行うこととした。

2. 各種業務の対応

(1) 地域運営協議会

開催する場合は、感染防止策を徹底。また、会議を開催せず委員への資料送付による開催や4月への延期についても可能とした。

(2) 地域の介護支援専門員等との連携会議・研修会等

真に必要な場合を除き中止。

(3) 個別地域ケア会議・協議体

個別地域ケア会議のうち、対応困難事例の対応を関係者で検討する「課題検討型地域ケア会議」は、個別事例の状況を踏まえ代替手段を検討したうえで、必要な場合は実施。

ケアマネジャーのケアマネジメント能力の向上を目指す「自立支援型地域ケア会議」及び、生活支援コーディネーターが中心となり地域課題の解決に向けた対応を検討する「協議体」の開催は中止。

（４）高齢者の見守り業務

緊急性がある等の特別な事案を除き中止。